

## 第2回 まちづくり常任委員会会議録

令和4年6月6日(月)

委員会 議室

### ○会議日程

- 1 開会宣告(10時40分)
- 2 調査事項
  - (1) 住民生活課所管
    - ① 幌延町における空家等対策の推進体制について
  - (2) 保健福祉課所管
    - ① 介護保険事業における未処理事務事案について
    - ② 新型コロナウイルスワクチン接種状況と4回目接種計画について
  - (3) 建設管理課所管
    - ① 下水道管路改修工事に係る詳細設計業務について
  - (4) 産業振興課所管
    - ① 令和4年度農業経営に係る支援事業について
  - (5) 企画政策課所管
    - ① 地域生活圏維持に係る支援策について(JA問寒別給油所整備費支援)
- 3 その他
- 4 閉会宣告(15時05分)

### ○出席委員(7名)

委員長	3番	斎賀弘孝
副委員長	2番	佐藤忠志
委員	1番	高橋秀明
委員	4番	植村敦
委員	5番	無量谷隆
委員	7番	西澤裕之
委員	8番	高橋秀之

### ○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
総務財政課長	藤井和之
住民生活課長	古草勝
保健福祉課長	村上貴紀
産業振興課長	山本基継
建設管理課長	島田幸司
企画政策課長	角山隆一
企画政策G主幹	伊山英貴
農林G主幹	新野貞治
建設管理課技術長	植村光弘
生活G保険係長	長山慎吾

議会議務局出席者

上下水道係長 宮下 勇 人  
企画調整係長 梶 淳

事務局 長 早坂 敦  
事務局 主任 横山 薫

齋賀委員長

ただいまより、令和4年第2回まちづくり常任委員会を開会いたします。本日の出席委員7名であります。

最初に幌延町長からご挨拶をいただきます。

野々村町長

おはようございます。

第2回まちづくり常任委員会にご参集をいただき誠にありがとうございます。6月定例に向けての審議内容でもあります説明を今日、所管5個、6件の議案として盛りだくさんの審議をしていただくこととなります。ご忌憚のない、ご意見等をお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

齋賀委員長

それでは早速、調査事項に入りたいと思います。

まず最初に、住民生活課所管「幌延町における空家等対策の推進体制」についてであります。説明を求めたいと思います。

古草住民生活課長

「幌延町における空家等対策の推進体制」についてご説明させていただきます。

国では、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定や市町村による空家等対策計画の作成など空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定め、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されました。

この中で、市町村においては「空家等対策計画の作成、計画に基づく空家等に関する対策の実施や必要な措置を適切に講ずるよう努めること」とされ、また、空家等対策計画の作成や実施に関する協議を行うための協議会を組織することができることとされております。

本町におきましても近年は転出に伴う空家の増加や、所有者等による管理がなされていない空家が散見されるなど、空家等対策の必要性が年々増してきていることから、国の制度等を活用しながら先を見据えた空家等対策を推進するため令和4年度町政執行方針において町長からもご説明したとおり、令和3年度に設置した庁内連携会議による体制整備に加え、本年度は空家等対策計画の策定や、適正管理条例の制定について進めることとし、併せてこれらを協議する法定の協議会を設置したいと考えております。

それでは配布しております資料に基づき、事業概要等についてご説明いたします。

資料としまして、1点目に空家等対策事業スキーム、2点目に空家等対策スケジュール、3点目に幌延町空家等対策協議会設置条例(案)の3点をお配りしておりますのでご確認願います。

それでは資料の1点目の事業スキームについてご説明させていただきます。

まず、1枚目の幌延町空家等対策における住宅毎のフェーズと計画及び条例の関係ですが、空家等対策を講じるうえで、それぞれの住宅状況に応じ、3段階のフェーズを設定しております。

第1段階は、まだ空家等になっていない建築物について所有者の責任における適正な管理を促進する段階です。この状態を維持するために空家等対策計画では、住宅や生活環境維持に係る啓発や広報活動、相談窓口の設置、住宅機能維持や利活用のための施策について掲載しようと考えております。

第2段階は建築物が使用されず空家となっている状態となった場合に、適正な管理が行われず、周辺環境に影響を及ぼす特定空家とならないよう措置を講ずる必要がある段階です。この場合については、計画において所有者の責任による維持管理の必要性について指導や助言を行ったり、利活用のための施策を周知することなどを掲載しようと考えております。

第3段階では、空家が適正に管理されず、周囲に影響を及ぼすおそれがある段階であり、計画においては実地調査等の実施による特定空家等の認定及び、指導、勧告、命令等の措置等について掲載しようと考えております。

また、適正管理条例では、それぞれのフェーズに応じた対策を講ずるために必要な項目について規定しようと考えております。

次に裏面をご覧ください。

こちらは、先ほどご説明した各フェーズにおける、各担当課の所掌事務について記載しております。

空家等対策に関する総合的な窓口は住民生活課とし、住民対応や各担当課との総合調整を行います。また、各担当課においては、それぞれ所掌する事務事業の中で、空家等対策について必要な事業の推進や情報提供等を行うこととします。

2枚目をご覧ください。

計画実施後における事業スキームですが、各担当課、庁内連携会議、法定協議会が密に連携し、建築物の所有者や住民等に対して必要な措置を講ずることとしております。

それでは次に2点目の事業スケジュールをご覧ください。

今後の空家等対策に係るスケジュールですが、本年12月を目途に、空家等対策計画の策定や、適正管理条例を制定するスケジュールとしており、これらの計画案や条例案の内容について協議するため、特別措置法に規定する法定協議会として「幌延町空家等対策協議会」を設置し、9月頃を目途に会議を開催したいと考えております。また、10月には、空家等対策計画案についてパブコメを実施する予定であります。

最後に、3点目の空家等対策協議会設置条例（案）についてご説明いたします。

この協議会は、先ほどもご説明したとおり庁内連携会議で策定した計画案や条例案の内容について協議いただくとともに、計画実施後は特定空家等の判断や建築物の所有者に対する措置内容等についても協議を行うものであります。

それでは各条毎にご説明させていただきますが、2枚目以降は、空家等対策の推進に関する特別措置法について抜粋したものを参考資料として添付しておりますので、併せてご覧ください。

まず第1条ですが、この協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項に基づき設置することを規定しております。

次に第2条では、この条例において使用する用語の定義について、法第2条に準ずることを規定しております。

次に第3条では、協議会における協議事項について規定しており、空家等対策計画に関すること、空家等の適切な管理促進に関すること、特定空家等に対する措置の実施に関することが主な協議内容となっております。

次に第4条では協議会の組織について規定しており、町長のほか法第7条第2項の規定に基づき、地域住民、議会議員、各方面の学識経験者など8名以内の委員をもって構成することとしております。

次に第5条では、町長を会長とし、副会長は委員の中から指名することを規定しております。

次に第6条では会議の開催について規定しており、召集の方法や議決の方法について定めております。

次に第7条では委員の除斥等について規定しており、自己に関する事案や当該者に直接利害関係がある場合は除斥されることなどを定めております。

次に第8条では、委員の報酬や費用弁償について規定しております。

次に第9条では、委員や会議に出席を求められた者に対する守秘義務について規定しております。

第10条では、協議会の庶務について、住民生活課が処理することを規定しております。

最後に第11条では、この条例に定めるもののほか必要な事項については、協議会において定めることを規定しています。

また、附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、簡単ではありますが、「幌延町における空家等対策の推進体制について」の概要説明を終わらせていただきます。

齋賀委員長

ただいま説明のあった幌延町における空家等対策の推進体制についての、委員皆さんの意見を伺います。質問意見のある方は、指名を受けてから発言してください。

植村委員

今の説明で空き家対策の説明を聞いたんですけども、各自治体で協議会を設置できるということで条例を今提案されたんですけども、これらは法的な根拠というか強制力はどの程度あるのでしょうか。

古草住民生活課長

強制力についてはございません。特別措置法の中でも設置することができるということで定められておりまして、管内でも空家等対策計画を策定していても法定協議会を設置していない自治体もございます。以上です。

植村委員

国が推進してやるということで、それに倣って協議会を設置するということですけども、今までもそうだったように、ある程度この空き家対策に関する強制力というんですか、そう

いうものが法的に保障をされないと改善はされないのかなっていう、以前からそんな思いがあります。設置したはいいけども架空の議論という形になる可能性があるのかなという気がしてるんですけども、それはどう考えておりますか。

古草住民生活課長

このたび設置する協議会についても法定で定められた協議会でございますけども、この他に計画の策定についても法で定められておまして、この法に基づく計画を策定した以上は推進していかねばならないものでありますし、空き家等に対する措置に関しましても法律のほうでかなりの強制力があるものとなっておりますので、それらを見据えた計画の中身にしていこうと考えております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

高橋秀明委員

質問なんですけどね、今現在、幌延町内にどのぐらいあるのか、今現在カウントしてなくてもよろしいんですけども、この協議会を設置した中でそれを拾っていくのか、その辺どちらが先かという点ですね。

古草住民生活課長

過去に現地調査をやった経緯もございまして、そのときには40件弱の空き家があるというところで報告が上がっておりますけども、このときも詳細な調査ではなく目視によるものですか、水道の閉栓の状況等をもとにやっておりますので、必ずしも実態に即した調査の数ではないと思っております。ただ相当の数はあると認識しております。

正確な調査につきましては、今後計画の策定の中で必要になってくるのかなと思っております。以上です。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

空家対策の中でこれ町の中での対策っていう形で考えてよろしいのかな。それともある程度農村部の中の廃屋というか、それらの整理も該当に入るのか聞きたいと思います。

古草住民生活課長

計画の及ぶ範囲につきましては全町を考えております。全町を考えておりますけども、その計画の中で、措置に関する範囲、要は空き家というのは、そもそも法律の上で、使用されていなければ建築物は全て空き家になっています。定義として。その中で措置が必要な特定空き家、周辺に影響を及ぼすような措置が必要な空き家については、計画の中で線を引きまして地区を分けるのか、建物の状態によって分けるのか、周辺に及ぼす影響の範囲等を勘案して、特定空家と適用する範囲を定めていこうと考えておりますので、詳細につきましては今後計画の中で、庁内連携会議または協議会の中で、揉んでいきたいと思っております。以上です。

無量谷委員

全町地区っていう形での考えなんですけども、過去には農村部でも土地だけ、土地と家屋だけ、宅地という形で残っている状態が見られます。

農地については売買されたり利用されている方がいるんですけど、過去には空家が残っている状況も踏まえて、これらも加味してほしいなという感じがします。1番町の中が隣近所が近いせいもあってこういうことが可能かなって感じはするんですけども、その辺よろしくお願いいたします。

齋賀委員長

ほかに意見ありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですのでこの後、委員と委員会と連絡を密にして推進体制の構築に努めたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上をもちまして「幌延町における空家等対策の推進体制について」は閉じたいと思います。

その場で委員の皆さんお待ちください。

(10時56分 休憩)

(10時57分 開議)

休憩を解いて会議を再開します。

続きまして保健福祉課所管、介護保険事業における未処理事務事案についてであります。

説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

本年3月下旬に判明いたしました介護保険事業における未処理事務事案について、4月4日にその概要を報告させていただきましたが、当該年度内の処理が完了いたしましたので、該当職員に対する処分などが決定しましたので、はじめに私からお手元に配布させていただいております資料を用いまして、その後の処理状況等についてご報告させていただきます。

資料の1ページをお開きください。本事案の発生経過につきましては、以前口頭にてご報告をさせていただいておりますが、昨年6月に発送すべく令和3年度介護保険料普通徴収納入通知書等が未発送となっている事が昨年9月中旬に発覚し、上司である私から個別訪問による謝罪と事情説明及び年度内納付をお願いしてくるよう担当者へ指示し、9月末日までに全件訪問完了したとの報告を受けておりましたが、年度末を迎え納付の確認がとれていない方々へ訪問による納入勧奨を開始したところ、一部の方から今まで納付書は届いたことが無いなどの連絡をいただいたため、改めて私から当時の担当者に確認したところ、9月の訪問時に不在だった方への再訪問を行っておらず納付書等の書類を渡せていない方がいること、渡せなかった書類は破棄し、誰に渡せていないか何名に渡せていないかも不明であるとの証言があり、3月29日から30日にかけてこれまで納付書等が手元に届いていないであろう方として抽出した20名のお宅に、私と現担当者の2名で各戸訪問し、これまでに書類が届いていたか等の確認をさせていただき事情を説明したうえでお詫びと納付のご依頼をさせていただきました。

この度令和3年度会計の出納整理期間が終了し、介護保険料収納が確定したことから、本事案である令和3年度介護保険料普通徴収の収納結果についてご報告させていただきます。

次のページをお開き願います。令和3年度介護保険料普通徴収の賦課調定額は6月の当初賦課から始まりまして、7月以降65歳到達などにより新たに1号被保険者となった方等への賦課調定を随時行い、年度総計75名で339万7,900円となっております。

収納状況につきましては、個別訪問により納入勧奨を実施するよう指示をした2月末時点では収納率が56.47%で、納付確認が出来ていない保険料は31名分の145万5,400円でした。その後3月中旬に当時の担当者と現担当者の2名で訪問を開始し、当時の担当者から納付書等を渡せていない方がいる等の証言があった3月28日時点では、納付率65.68%で、納付確認が出来ていない保険料は25名分116万6,300円です。この25名のうち、一部の納入が確認出来ている方と納付のお約束をいただけている事が確認出来た方を除く20名が納付書等をお渡しできていない方として、私と現担当者2名で各戸訪問の対応をしたところでございます。5月末時点では納付率が91.05%となり納付確認が出来ていない保険料は8名分30万4,200円となりました。この8名のうち4名は分納等で納付を開始していただいている方などで、年度内の完納を見込んでいますが、残りの4名につきましては訪問時の不在が多く、お話しする機会がなかなか得られない状況ではありますが、早期に納入いただけるよう引き続き対応して参りたいと思っております。

最後になりますが、繰り返しこのような事案を発生させないよう課内職員への指導方法等を見直すとともに、職員間のチェック体制を強化するなど再発防止に取り組んでおりますことをご報告申し上げまして、介護保険事業における未処理事務事案について発生後の処理状況等についての説明とさせていただきます。

斎賀委員長

ただいまの介護保険事業における未処理事務事案について、皆さんに意見をいただきたいと思っております。質問意見のある方は、指名を受けてから発言してください。

無量谷委員

これは3年度分の保険料ということなんですけど、今年度も6月、今月いっぱいで発送するというので、二重の保険料という形になると思うんですけど、残り4名分については2年分まとめて払うような形になるのかい。

村上保健福祉課長

令和3年度分っていうのが納付の確認がとれていないというところで、滞納の取扱いという形になりますので、令和4年度分が賦課されますと2年分が今年度の収納対象金額ということになります。その説明等につきましては、これから今年度分の6月の賦課が始まりますのでそのタイミングで個別に説明をさせていただきたいと思っております。

植村委員

説明あったんですけども、最後残り8名、そのうち4名は分納、全部もらえるということになったということで、あと4名はまだ話合いが出来てないということなんですけど、この8名が30万4,200円ということだと思んですけども、この4名の部分というのは、総額で幾らになるのですか。

村上保健福祉課長

残りの4名分っていうところにつきましては、合計で22万1,800円という形になります。



西澤委員

冒頭課長のお話の中で、当該職員の処分を確定したという話だったんですが、どのような処分になったのかお聞きします。

岩川副町長

5月に処分審査委員会を開催しまして、担当者につきましては懲戒処分のうちの減給処分の中でも限度とされています減給10%を6か月間の処分といたしております。

それと上司につきましては、監督者責任ということで嚴重注意処分という処分を答申し、町長のほうから5月31日付け、30日ですね、5月30日に処分をしております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、介護保険事業における未処理事務事案についてはこれで閉じたいと思いますのでよろしくをお願いします。

続きまして2点目、新型コロナウイルスワクチン接種状況と4回目接種計画について説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

本町における新型コロナウイルスワクチン接種状況につきまして、12歳以上への3回目接種及び5歳から11歳の小児への2回目接種が概ね完了したことから、60歳以上の方等への4回目接種計画とあわせて、お手元にお配りさせていただいております資料に基づきご説明をさせていただきます。

はじめに3回目接種までの状況ですが、3回目接種完了者は転出入の関係によりシステム上で確認が取れない方もおり多少のズレがあるかとは思いますが、18歳以上で1,543名、接種対象者比で77.62%、2回目接種完了者比で86.98%。12歳から17歳では45名で接種対象者比で40.91%、2回目接種完了者比で52.33%。12歳以上全体では1,588名で接種対象者比で75.69%、2回目接種完了者比で85.38%となっています。また、5歳から11歳の2回目接種完了者は60名で、接種対象者比で45.11%となっており、資料に記載はありませんが、1回目接種も同数の60名です。

3回目までの接種における今後の予定につきましては、12歳以上では、接種間隔の都合上これまでの接種機会において接種を受けられなかった方が一定数いる事から、6月23日の午後に50名程度の定員で実施を予定しております。その際の使用ワクチンにつきましては、12歳以上を対象とすることからファイザー社製を使用いたします。その後と5歳から11歳につきましては、ワクチン配分及び接種希望者の状況等から、今のところ実施予定はありません。

次に、4回目接種計画についてですが、接種対象者は、国からの通達のとおり3回目接種から5ヶ月が経過した60歳以上の方と、18歳以上で基礎疾患を有する方及びその他重症リスクが高いと医師が認める方となります。使用するワクチンは、1～3回目同様に武田モデルナ社製ないしファイザー社製となりますが、現在の配分計画の状況から本町におきましては武田モデルナ社製を使用することとなる見込です。本町の4回目接種対象者は、60歳以上の方で3回目接種を完了している約900名と、18歳以上の基礎疾患を有する方につ

いては施設入所者含め150名程度と見込み、合計1,050名を予定しています。そのうち、約150名の方が施設等の入所先で接種をされる見込みであることから集団接種会場での対象者を約900名と見込んでおります。

その900名の4回目の集団接種についてですけれども、接種の時期につきましては、65歳以上の方は、2月下旬から3月上旬にかけて3回目を実施していることから8月5日、6日、7日の3日間、60歳から64歳及び基礎疾患を有する方につきましては、3回目の集団接種を3月中旬に実施していることから8月27日に、それぞれ実施することとし準備を進めております。

また、ござくら荘及び北星園利用者につきましては、これまで同様施設において接種することで、各施設や国保診療所長と日程を調整中です。それ以降に集団接種の機会を設けるかどうかにつきましては、ワクチンの配分状況や対象者数等を確認しながら、国保診療所長と協議し決定いたします。

8月に実施を予定する集団接種の周知につきましては、告知端末機及び7月号広報誌への折り込みで実施するほか、接種日当日に3回目接種から5ヶ月が経過する60歳以上の方へは、7月中旬以降に順次郵送にて個別にお知らせいたします。

予約受付方法につきましては、これまでの状況を踏まえ、60歳以上の方は、接種日時を指定してご案内し、変更を希望する方に連絡をいただく方法を考えております。60歳以下の基礎疾患を有する方につきましては、こちらで把握することが出来ないため、電話による予約受け付けをさせていただきたいと考えております。また60歳以下の方につきましては、予約票と必要書類は予約受付後の発送というかたちで準備をしております。

最後に、接種経費についてですが、3回目接種経費を精査したうえで、4回目接種で不足が見込まれる経費、総額380万9千円の増額補正予算案を6月定例議会において提出予定でありますので、よろしく願いいたします。

以上、新型コロナウイルスワクチン接種状況と4回目接種計画についての概要説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ただいまの説明に対して、委員皆さんから意見を伺います。指名を受けてから発言してください。

無量谷委員

モデルナ社のワクチンが、期限切れに近づいているというニュースが流れているんですけども、幌延町についてはモデルナ社の期限切れ迎える在庫はあるのかないのかってこと聞かせてもらいたい。

村上保健福祉課長

モデルナ社製に限らず、3回目接種までに配分されておりましたワクチンにつきましては、期限が切れるワクチンもあります。ただ4回目用の配分は、この後4回目接種日までに期限があるワクチンが配分されるということになっておりますので、そちらを使用するという事になるかと思っておりますけれども、今配分されているワクチンの中でも4回目接種を予定している8月までに有効期限がまだあるワクチンも多少あると思っておりますのでそちらを先に使っていくことになるかなと思っております。

無量谷委員

1回目、2回目も、まだ完全に受けてない方もいるんじゃないかなって感じがするんだけど数字的に見たら、これらについて1回目、2回目のワクチンの追加っていうか、申込みは可能なのか。新たに日にち設けてやるのかお聞きします。

村上保健福祉課長

ワクチンの配分につきましては、1回目、2回目、3回目、それぞれ4回目まで同じワクチンを使用することから、1回目2回目用ということでのワクチンの配分等はこの後はありませんけれども、4回目で配分されたワクチンを1回目、初回の方に接種することは可能ということで、今3回目の接種に合わせて1回目2回目という接種を希望した方も実際のところあります。

ただ接種間隔が3週間から4週間ということで1回目から2回目ということでは接種間隔が短いことから、本町での接種機会で、1回目2回目を受けられない方もいらっしゃいます。その方については事情を説明してご理解いただいた上で1回目は本町で接種して、2回目以降は稚内市ですとか、他市町村で接種をしていただくということで予約をとって接種していただいているというような状況でもありますので、今後についても同じような形で4回目の接種会場で1回目、2回目っていうことで希望があれば接種は可能ということになっておりますけれども、なんせ1バイアルで数回分のワクチンということで、1人での使用ということになると廃棄の部分が出てきますので、極力接種対象者をまとめてということで本町としては考えているということと、あとは集団接種以外での診療所等での個別接種というところについては今のところ予定をしていないということですので、あくまでも今後予定している集団接種会場で接種できる回数分を接種していただくということになってくる予定であります。

斎賀委員長

ほかに発言ありませんか。

植村委員

裏のほうに予防接種健康被害救済制度があります。ということなんですけども、これはどのような救済制度なのでしょう。市町村にご相談くださいとなっているが認定はやっぱりお医者さんが認定するということなのでしょう。

村上保健福祉課長

救済制度につきましては国の制度でありまして副反応で健康被害等が出た場合の救済措置という形で、健康被害の判定につきましては医者が判定をしてそこにかかった経費ですとかあとは見舞金等の中で国の基準に基づいて救済措置という形の制度という形になっております。

植村委員

ということはおくまでも医者がこれはワクチンの副反応の被害ですねと認定されないとならないということなんです。そして見舞金って言いましたけども、どの程度の見舞金なのでしょう。経費は分かるんですけども何かありますか。

村上保健福祉課長

見舞金の金額等については申し訳ございません手元に資料等もなく、記憶してないので後ほど、報告をさせていただいてよろしいでしょうか。

齋賀委員長

他にありませんか。

岩川副町長

ちょっと補足っていうか副反応が出た場合には医師のほうから副反応、これは副反応と認められますっていうような報告書を道のほうに出すんですね。それが国のほうへ行って、実際にこのワクチンと健康被害の関係性を認定するのは確か国の機関だと思うんですね。そこで認定されれば救済制度が適用になるんですけども、そこで認定されなければならないというような形になると思います。

植村委員

ということはここに書かれているような、倦怠感だとか筋肉痛だとか頭痛っていう、これ以外の症状というのは、当てはまらないものは対象にならないということなんでしょうか。

未知のワクチンという、皆さん心配しているのは、全員がワクチン打たないというような状況にあるのかなと私なりに気がしているんですけども、お医者さんにこれは違いますよと言われればもうそれまでで、国もこの病気はワクチンと関係ありませんと言えればもうそれまででないかなと思うんですけども。ここに書かれているような症状以外は認定されないということなんでしょうか。

岩川副町長

先ほどちょっと訂正させていただきますけど、後遺障害に関する認定っていうのは、上部の機関になると思うんですね。実際に注射を打って副反応が出たという場合については、普通の一般外来と同じように保険診療の対象になるので病院にかかっただけで、3割負担だったら3割、1割の方だったら1割負担して診察、治療を受けるという形になります。

佐藤副委員長

俺もよく理解してなかったんだけど、後遺症が出た場合と、例えば右に打って痛くて仕事上休まなきゃならなくなったとか、そういうのは、当然病院行ったら今3割負担で済むのでしょけど、1週間ぐらい痛くて、例えばですよ、いや俺らも痛かったんだけど、そういう場合っていうのはあくまでも後遺症にはならない、通院して病院で3割負担して治療で治しなさいってそういう分け方でいく。後遺症とはどこら辺が後遺症となってくるのか。

岩川副町長

ちょっと詳しくはわかりませんがあんまり全国的にその後遺障害が認められてるというケースっていうのは数少ないんだと思います。

ですから、多分、1週間ぐらい筋肉痛で痛いっていうのは後遺症としては認められないんじゃないかなと思うんですけども、あとよくお話を聞くと味覚障害だとか嗅覚障害だとか、いろんなケースがあると思うんですけども、かなり重大な症状じゃないと認められないのかなという気はしています。

齋賀委員長

ほかに。

無量谷委員

実際にコロナに掛かった人の後遺症っていうかそれも該当するというか認定になるってことなの。コロナに罹った人の後遺症と別なのでしょう。ワクチンだけ。

齋賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、以上をもちまして新型コロナウイルスワクチン接種状況と4回目接種計画については閉じたいと思います。よろしくお願いします。

すいません建設管理課を先に。

(11時29分 休憩)

(11時31分 開議)

それでは休憩を解いて会議を再開します。

すいません4番と3番、順番を替えまして建設管理課所管から先にやりたいと思います。

それでは建設管理課所管、下水道管路改修工事に関わる詳細設計業務について説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

下水道管路改修工事に係る詳細設計業務についてご説明いたします。

令和4年2月28日開催の常任委員会にてご説明させていただきました本業務について、北海道など関係機関との協議が終了し、詳細設計業務に係る予算を6月議会に上程させていただきますので、協議結果などについて担当の宮下係長よりご説明させていただきます。

宮下上下水道係長

以前の常任委員会の中でもご説明させていただいた具体的な課題について、下水道管路改修工事を進めるにあたり、必須となっている既設管の撤去は、所管である北海道環境生活課と協議を進めた結果、下水道管は一般社団法人日本建設業連合会が作成する「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」の「既存地下工作物」に該当するものではなく適用外の事例であるため、環境生活課としての判断はできないとのことでありました。しかしながら、「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」の中にある「撤去に伴う周辺環境への影響」により開削工法による影響範囲を推定すると、道路沿線に建つ住宅などへ、重大な悪影響の恐れがあることが幌延町の調査によって検討されていることから、撤去とはせず、存置という判断をすることが妥当であるとの見解が示されました。

次に国に対し、交付金の概算要望時の内容と異なる下水道管改修となることについては、北海道と協議の結果、本工事については、既設管の存置が妥当であるとの見解が示された事から事業内容についても交付金適用事業として了承いただくことが出来ました。施工方法につきましては、道路改良計画と協議を行い、以前の常任委員会でお話した内容のとおり進めることで計画しております。

お配りしました資料をご覧ください。

両路線の既設管を開削工法で撤去した場合の影響範囲が赤の点線で新設管を開削工法で浅い位置に設置した場合の影響範囲が緑の点線で示した図面です。両路線とも赤の点線で示した範囲は沿線の住宅地に工事による影響が出ることが予想され、緑の点線については影響を及ぼさない結果となっています。

町道駅前仲通線は、開削工法により既設管よりも駅側の浅い位置に新たな下水道管を敷設し、町道3条仲通線は、新たにマンホールポンプを設け開削工法によりマンホールポンプ所から上流箇所汚水をポンプで圧送する管と3条仲通線沿いの住宅から流入する汚水を新たに接続するサービス管を既設管よりも浅い位置に敷設することとし、下流部は推進工法により新たな管を埋設する予定となっています。

本工事につきましては泥炭層という軟弱地盤での施工となることから、周辺への影響が出来るだけないように進めるなど、これらを考慮した詳細設計業務に係る予算について6月議会に上程させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

斎賀委員長

ただいまの件について委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。質問意見のある方は、指名を受けてから発言してください。

植村委員

今の説明ちょっとわかりにくかったのもう1回、駅前仲通の路線に関しては旧敷設管はモルタル充填等の対策をして撤去しないということで、そして新しい管はもっとその上のほうの浅い部分に通すということをお聞きしました。これらに関しては交付金の対象となったと聞いたんですけどそれでいいですか。

宮下上下水道係長。

そのとおりでございます。

植村委員

仲通りの方のことなんですけど、ポンプ所併用工法っていうのはどんなことなのか。

宮下上下水道係長。

上流側にポンプ所を設置して、そこに一度溜めた汚水を浅い位置に埋めた圧送管で先送りするという形で、今、既設管が、一応3.3メートルから4メートルぐらいの深さに入っているものですからそれを維持管理しやすいっていう部分を含めて、浅い位置に圧送管を埋めて、圧送するという形になります。以上です。

植村委員

既存の深いやつ所に溜め場をつくってそれをポンプで、浅い所に送って、逆に送り返すということ。

宮下上下水道係長。

はい、そのとおりです。

植村委員

ということはそれに関しては、既設ポンプの電気料だとか等々っていうのはこれを設置したことによってずっと発生していくということ。

宮下上下水道係長

はい、そのとおりです。

島田建設管理課長

すいません、宮下の説明に私のほうで補足させていただきますけども、交付金については既設管、今埋まっている管のモルタル注入とか、それに関しては交付金の該当にはなりません。それは単費になります。

基本的に下水道に関しては、既設管の撤去ありきで国のほうも考えていますし、北海道も、環境省のほうもそういうふうを考えています。ただ、駅前仲通線は開削工法で当初設置しています3条仲通りについては推進工法でやっているんですけども、いずれにしてもこの基本的な考え方がある既設管を撤去するとなると、この図面で示しているとおり開削工法になります。そうすると赤で示した部分が影響が出る範囲ということで、そこは周辺にも住宅があるのでそれは出来ないということで、既存管を存置という考えで行っています。

斎賀委員長

ほかに意見、ありませんか。ないようですので、下水道管路改修工事の詳細設計業務についてはこれで閉じたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

ここで休憩に入ります。

( 1 1 時 4 2 分 休 憩 )

( 1 3 時 1 0 分 開 議 )

ただいまよりまちづくり常任委員会を再開いたします。

調査事項3、産業振興課所管、令和4年度農業経営に関わる支援事業についてであります。この件について説明を求めたいと思います。

新野農林グループ主幹

農業経営に係る支援事業3事業に係る説明をさせていただきます。

まず一つ目ですが「幌延町強い農業・担い手づくり支援事業」についてです。本事業は、生産施設の補修、機械装置の更新に係る費用への補助事業です。

資料1枚目の上段をご覧ください。事業の目的について示しております。

事業の目的については、『配合飼料価格の高騰、生乳の需給緩和による増産抑制、個体販売価格の下落など生乳・肉用牛生産に係るコストが年々増加しており、生産基盤の維持や次世代農業者への円滑な経営継承が課題となっています。このことから、生産施設の補修及び機械装置の更新に係る経費を支援することで次世代に向けての生産基盤の再整備、環境に配慮した持続可能な生乳・肉用牛生産を図り、もって幌延町農業の持続的発展に資する』ことを目的としております。

続いて事業の内容についてですが、事業のイメージ図と併せてご覧ください。

対象者は、JA幌延町の組合員で現に農業経営を営む個人及び法人です。申請等は、農協への事務委任による一括申請を考えております。

対象事業は、生乳生産及び肉用牛生産施設における施設の補修、機械装置の更新を行う事業です。更新等の目的により3つのタイプを設定しております。

(1)は生乳流通体制整備型として、特定フロン使用のバルククーラー等から新型機器への更新に係る事業です。

(2)は、次世代農業者リフレッシュ型とし、後継者が確保されている又は経営継承から概ね15年以内の経営体が行う機械装置等の更新に係る事業です。

(3)は第三者継承型とし、後継者不在で概ね10年以内に新規参入者へ経営継承を希望する経営体が行う機械装置等の更新事業です。

補助対象経費は、2の事業に係る工事費、機械装置の購入費、設置費で消費税は除きます。更新について、国費等の補助がある場合はその補助残を対象経費とします。補助率は1/2以内で上限が300万円。1経営体1回限りとします。事業期間は、令和4年度～令和8年度の5年間です。予算につきましては、令和4年度については、15件を想定し4,500万円を6月補正予算にて計上をお願いしたいとおもいます。

次に資料1-2をご覧ください。本事業のポイントをまとめてございます。

1つめは事務の委任についてです。委任先の農協にあっては営農計画や経営目標に照らして導入時期、機械装置等の規格や能力、資金の計画など十分な審査を行うことが目的です。さらに内容を精査し導入に係る優先順位の検討を行うこととします。

2つ目に優先順位の考え方ですが、生乳流通体制整備型を最も優先順位が高い事業といたします。ご承知のとおり特定フロンの生産中止により、昨年には営業所から農業者に対しバルククーラーの故障への対応や冷媒の充填が出来ない旨の説明会がありました。生乳の廃棄や離農に繋がる恐れがある緊急的な課題となっております。

3つ目に対象施設、機械装置ですが、生乳生産施設及びこれに附帯するふん尿処理設備、例にあります機械装置を想定しております。機械装置の考え方としてはトラクター等の汎用性の高いものではなく生産施設内での毎日の飼養管理に必要な機械装置としています。

次に2つ目の事業としまして「幌延町草地生産性向上対策事業」についてです。

本事業は、草地更新に係る牧草種子代の費用への補助事業です。概要をご覧ください。資料1枚目の上段をご覧ください。事業の目的について示しております。

事業の目的については、『国際的な需要の高まりや国際情勢の不安を背景に配合飼料価格の高騰しております。今後も飼料穀物の需給はひっ迫基調で推移すると見込まれることから、本町の広大な土地基盤を活かした草地型酪農及び肉用牛生産を推進し、自給粗飼料の生産・利用拡大を図り経営の安定化に繋げる』ことを目的としております。

次に事業の内容についてです。事業イメージと併せてご覧ください。

対象者として幌延町農業協同組合を事業実施主体とします。次に対象事業ですが、草地生産性向上を目的に行われる草地改良事業及び草地更新事業、自力更新です。ただし、牧草種子に係る経費を補助対象とする草地改良事業等は対象としません。対象経費は、草地改良・草地更新に係る牧草の種子代です。

補助率は、1/2以内。ただし、10aあたり2,500円を上限とします。ヘクタールあたり2万5千円です。事業期間は令和4年度から令和8年度までの5年間です。予算につきましては、令和4年度については、200haを想定し500万円を6月補正予算にて計上をお願いしたいと思います。

資料1-2をご覧ください。左側に事業スキームを右側に想定される事業を示しております。事業スキームですが事業実施主体である農協が要望を取りまとめ、町へ補助申請となります。種子の納品等の実施の確認ののち補助金交付を受け、受益者負担分と併せて支払事務を行います。



現在、幌延町では、国営総合農地防災事業や中山間地域等直接事業の交付金により基盤整備が行われておりますが、いずれの事業についても播種に係る経費については受益者負担となっております。今後、継続的な草地更新による良質粗飼料の確保は、輸入穀物への依存を低減することとなります。

最後に3つ目の事業としまして「幌延町牛乳・乳製品消費拡大促進事業」についてです。本事業は、JA幌延町が幌延町民又は町内団体等を対象に牛乳・乳製品の消費拡大の取組に係る費用への補助事業です。

概要をご覧ください。資料1枚目の上段をご覧ください。事業の目的について示しております。

事業の目的については、『新型コロナウイルスがまん延し、度重なる学乳の供給中止や業務用需要の低迷により、生乳需給が緩和に転じ、乳製品在庫が積みあがっております。これを受け北海道や酪農乳業業界自らの消費拡大運動のほか、北海道においては生産抑制や生産者抛出による輸入品との置換等の対策が進められているものの、当該対策を踏まえても今年度の期末在庫は積み増す見込みとなっております。酪農を基幹産業とする町として牛乳・乳製品の消費拡大への取り組みに対し支援することで、農業をはじめとする地域産業、地域経済の持続的発展に資する』ことを目的としております。

次に事業の内容ですが、対象者は幌延町農業協同組合とし、幌延町民又は町内団体等を対象に牛乳・乳製品の消費拡大の取組に対し、その経費の一部を支援します。対象経費は、幌延町民等に対し配付するための牛乳・乳製品の購入経費及び配付に係る送料です。事業実施に係る人件費、消耗品、通信費等の事務的経費は、補助対象外として、農協が負担するものです。補助率は10/10以内です。配付方法は、6に記載の方法を予定しております。

予算につきましては、令和4年度については、1世帯あたり3千円、1,250世帯を想定し、375万円を6月補正予算にて計上をお願いしたいと思います。

資料の1-2をご覧ください。

左側が関係団体の取組になります。右側が宗谷管内における消費拡大の取組みです。ご参考までにご紹介いたしますが、振興局ではHPによるレシピ紹介。稚内市もHPによる消費拡大の呼びかけ。豊富町では、キャッチコピーとイラストの提供。観光協会による動画作成。猿払村では、世帯当たり3千円の牛乳贈答券。浜頓別町では、町内で使えるクーポン券と牛乳贈答券。中頓別町ではレシピ紹介による消費応援。本町では、商工業応援スタンプラリー景品として、JA幌延町より牛乳贈答券。雪印メグミルク幌延工場より各種乳製品の提供を受けております。また、広報誌にも需要喚起の記事を掲載しております。これまでも消費拡大の取組みは、農協さんをはじめ町のほうでも広報誌に掲載するなど行っておりますけれども、今回ですね、広く町民向けに乳製品等の消費拡大を行うということで考えてございます。

以上3事業に係る説明を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

斎賀委員長

順番に1事業ずつ、委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。指名を受けて、発言をしてください。

最初に、強い農業担い手作り支援事業、こちらのほうから、委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

無量谷委員

去年からバルククーラー等で、製造中止でフロンガスが使えなくなったっていうような形であります。その中でこのバルククーラーの導入に当たっての申込みはどのぐらいあったのか、それと、補助率が、1経営体1回限り。期限5年間のうちで1回限りっていう意味合いなのかその辺のところを聞きたいです。

新野農林グループ主幹

申込み件数ですけれども、現在のところ、令和4年の事業が始まっていないということで、申込み件数が幾らになるかという正確なところは、お答え出来ないのですが、まず営農計画策定時に農協さんのほうに各農家の方の更新予定のもの、生産施設内で更新予定のものは今後5年間でどれぐらいあるのかということで、聞き取りを行っていただいております。

戸数にすると40件ですね、幾つか施設、機械類あるんですけども、バルククーラーに関しては30件の申込み希望が現在のところあるということでございます。

実際、近々の更新が必要だろうということで令和4年度中に入れたいというようなことで聞いているのは15件既にあるというふうに聞いております。

いずれも冷媒のほうを確認したところ、この特定フロンにあたる冷媒を使っているバルク冷凍機だということで聞いております。

それからもう1点、期間の中で1回限りかということなんですけど、5年間の中で1経営体当たりですね、1回というふうに考えてございます。以上です。

無量谷委員

聞きとりの中では今年度中に30戸以上の申込みっていう形なんですけども、30戸っていうことは、逆算すると農家戸数60戸にしても半分程度の形なんですけども、半分の農家が今の新しいフロンを使っているバルク使用していないと思うんですけどもその辺の実態調査はどのようにしてるのか。

新野農林グループ主幹

今のご質問ですけれども、30件に対して今どのような、フロンガス使っているのかということで全戸に対しての調査の数字は押さえてございません。

ただですね、令和4年度に希望している方15件については、農協のほうに確認していただいてR22フロンという特定フロン、これらを機械全てで使っているということでございます。

30件については、事業期間内における令和8年度までの更新希望ということで近々のものについては15台という押さえでいます。来年以降はまた出てくるかなと思っております。以上です。

斎賀委員長

ほかに。ありませんか

植村委員

この事業ではまず取りあえずその生乳流通体制整備型を先行して行うということなんですけども、もしこれ、(2)のね、次世代農業者リフレッシュ型っていうことで、パイプラインミルク等々の入れ替えということは全然この予算の中には含まれないのですか。

新野農林グループ主幹

厳密に言うと、令和4年度6月補正で上げさせていただく予定のですね4,500万15件というのは全てバルククーラーになるかと思います。こちらは本当に近々の入替え必要なフロンガスを使ったものになりますので、それ以外の後継者向けの次世代農業者リフレッシュでパイプライン入替えたいとか、バンクリーナー入れ替えたいというのは、次年度になるかなと思います。そういった直近のですね、15件15台っていうのが、もう早々に入替えないと生乳廃棄も一部起きているというようなことも聞いているというので、ここは優先的にしてですね、初年度目に拾いたいっていうのがちょっと事務的な理由です。その中で各事業の優先順位っていうのを農協さんの中で設定して、それぞれ第三者継承型になるのか、次世代農業者になるのか、生乳流通型になるのかというのを、優先順位設定してもらった中で次年度以降出てくるかなと思っております。

植村委員

わかりました。

今の話だと、早くてもバルク導入入替えが終わってからということになるということですね、ほかのものも。

新野農林グループ主幹

来年度以降については、予算の範囲の中で拾えるものの優先順位をつけてですね、当然、バルク次15台来るかっていうと資金的なものもありますし、そうならない可能性もあるので、まずバルクが出てきたときに、この特定フロンを使っているものが出てきたときは優先順位上ですと。それより下のものについては農協の中で資金だとかですね、元々の予定だとかっていうものを勘案して順位をつけてもらって申請を上げていただくというふうに考えています。

植村委員

先ほどから無量谷委員何回も言っているんですけど、いずれにしても、この(1)(2)(3)使うにしても、全部総じて、1団体1回限りということでもいいんですか。

新野農林グループ主幹

基本的には1回限り、どれを使っても1回限りというふうに考えております。もちろんですねバルクと合わせてですね、ちょっとバンクリーナーもやりたい、同年度でやりたいということは拾いたいと思うんですけど、アッパーが決まっていますのでバルクでいくと600万ぐらいするようなものになりますので、バルク1台分入替えて、併せてバンクリーナーもやるというのは一本の事業として拾おうと思っておりますけども、そういった形で、5年間にどの事業をメインにするかということで1経営体当たり1回というふうに考えています。

植村委員

わかりました。できるのであれば、バルクにしても、パイプラインにしても、安い施設じゃないのはもうはっきりしているので、やっぱりこの型によって、限度300万っていうなら私も納得するんですけども、全部総じてどれやっても1回限りということであれば悩ましいとこじゃないかなという気がするんですけどもね。後継者がいるところあたりはやっぱりそれなりに今対応してその都度、多くの事業を手当てできるような、体制であれば一番いいんじゃないかなと思うんですけども、予算の関係上こういう形になったということで、致し方ないのかなと思うんですけども、いずれにしても時限立法5年間ということなので農家か

ら、農協からの強い要望があれば、やっぱりそこら辺の見直しも今後視野に入れておいてほしいなというふうに、思います。

佐藤副委員長

関連して無量谷委員、植村委員から今質問あったんですけど5年時限立法であると15件、5年で75件、どの農家さんも対象になるのかな。

今、搾乳農家が何件なのか僕も把握してないのでわからないのですが、5年75件75戸の農家が、どの農家も大なり小なるものは、1回は使えるのかなとそういう考えなのかなと思って見ておりました。

ただ最大300万、バルククーラー、パイプラインだとか入れたらもう全部満度に行くんだろうけど、その中に、ちょっとした100万か200万のものも入れたい、そうすると半分。これ最大4,500万見てるんだけど、結果的に最大限全部使ってくれればいいんだけど当然余る可能性もあるのかなと、今言ったようにバルクから優先していくんだろうけど、中には100万か200万もいかないようなものも希望すると余ってくるのかなと思っています。委員の話も聞いて、そういうその、余ったときにはこの枠を、例えば500万余ったとか、1,000万余ることはないんだろうけど、そういうときの対応というのは、15件に限らず予算めいっぱい使っていくことは考えていないのかなと思って質問したんですけど。

新野農林グループ主幹

予算の積算の中で15件掛ける300万ということで300万は上限になりますので、件数15件を見込んで掛ける300万ということで、予算措置のほうをしておりますけれども、あくまでも積算の中での件数でありますし、この中で農協さんのほうがですね、取りまとめた中でさらにもう1件入れていけるとということであれば予算の範囲内では執行することは可能かなと思うんですけども。1件当たり例えば小規模な更新、補助金額の上限めいっぱいを使えないっていうのも確かに1回限りの中では不便なところもあるかと思うんですけど、補助金があろうと必要以上の華美な投資っていうのは、経営の中で下げられていくべきかなと思いますのでその辺は各経営体の経営内容を考えた上で申請を上げていただきたいなと考えています。以上です。

斎賀委員長

ほかに。

無量谷委員

資料1の2の中で対象機械装置っていう形で上がってますけども、これについては別のクラスター事業なり、なんなの対象商品っていうか、そういうものにも該当しているんですけども、1番考え方の中でトラクター、タイヤショベルというのは農家にとっては入りづらい事業なので、これを町で撤廃していただければ1番、補助事業のほかの対象にならないこの分野でないのかなって感じはするんですけど、なぜこれトラクターとタイヤショベルを外したのかなと、ほかの事業ではなかなかこれ、農家にとっては入りづらい機種なんで、これをぜひ残してほしいなあとこの感じはするんですけど、その辺考え直す余地はないのかなって感じはするんですけど。

新野農林グループ主幹

おっしゃるとおりですね、トラクター、タイヤショベルというのは他の国のリース事業等でも特別な理由がない限り投入は難しいものになっています。理由は、ここに書いてあるとおりですね汎用性が高いということで、何にでも使える物というようなことでなかなか入りづらいのは承知しております。

本事業、まず目的の中にもありますけれども、環境に適応したということで、近年問題になっております特定フロンバルククーラーの問題というのが一つ、はじまりにございます。

それ以外にも第三者継承ということで、高齢農家の中でも本事業を使っていけるというようなことを考えたときに、施設整備、特に生産施設の中の機械というのが古いまま第三者へ受け継がれるもしくは、後継者へ受け継がれていくということ、あとですね生産する施設でよーいドンとスタートするのも、更新してからじゃないと、生産始められないというようなことで、次世代農業者に対してですね、生産施設を再整備していくというような意味合いでバルクのほかに二つの事業型を検討したところでございます。

その中に当然、トラクター、ショベルということになってくると、その他の収穫作業に使う機械とかそういったもの全て対象になってくると、ちょっと事業的にあまりにも仕切りのないものになってしまうということで今回は生産施設の中で毎日使うものというようなことで考え方を整理させていただいてもらったところです。以上です。

無量谷委員

酪農家にとっては1番トラクターとかタイヤショベルが多様性があるんですけど、毎日使えるような形で動いているような感じですけども、やはりこれ外回りの牛舎の周りに使う1番主力として動くものでないのかなって感じはしているんですけど、そういう中でやはり1番高価な高いものになるので、なかなかこう買いづらい部分があって、なかなか切ない所が農家情勢なんで、できればこれも該当してほしいなあと考えてます。次世代の補助対象という形でお願いしたいなっていう感じはしています。よろしくをお願いします。

斎賀委員長

ほかに、いいですか。

西澤委員

この事業は条例を施行して行うもので、という理解ですか。

新野農林グループ主幹

今回、5年間の事業ということで規則のほうで制定したいなと考えております。

高橋秀之委員

今こういう時期で、令和4年でバルククーラー15台ということなんですけど、今の時代っていうか、部品とかいろんなものが入ってこなくて、車でも何でも納期が遅れているんですけど、この15台はこの年度内に納入できるものなんですか、それとも年度越してしまうとかっていうのはあるんですか。

新野農林グループ主幹

もともと今回の令和4年度に向かったの導入を考えている方については、早めの発注の方を自分で機械選定やったりしながら農協等と相談しながら動いていると、補助金あろうかなかろうがですね、入れる予定のものっていうのは動いているということで、一応年度内には間に合うつもりで動いているというのが現状です。ただ、実際やってみて、委員がおっしゃる

とおりの納期の遅れっていうのがどの分野でもありますので、そうなったときには事故繰越というような形になるか財政サイドと相談ということが出てくるかなと思います。

高橋秀之委員

もしも間に合わない場合は商工会もそうだったんですけど、なるべく年度内にということを言われて申請したことがあるんですけど、こういう時期なのではないということになれば年度を越しても構わないっていうことは頭に入っているんですか。

新野農林グループ主幹

以前にお願いしました施設の補助も年度内に完成しなかったものもありまして、そういったものはですね翌年度へ予算を繰越して執行したということもありますので、その辺は財政サイドとそういった案件出てきたときに対応したいなというふうに考えています。

高橋秀之委員

もう一つですけど、1経営体当たり1回で300万なんですけど商工会なんかの支援を見るともし上限が500万だとすると1事業者が200万使った場合にまだ300万残っている。限度額500万まで使うまでには、何回、同じ業者が申請してもいいっていうことになっていたと思うんですけど、これは駄目ですか。

新野農林グループ主幹

その部分とすり合わせているかというのと、すり合わせていない部分とですね、あと内部でも上限額に達するまで何回でもってというようなことは意見的にはありました。実際使っていくとなると要望を見る限り金額もそれなりに大きいものが各戸から上がっているということで、小規模な更新っていうよりはまとめてのもの。期間も5年間ということで、かなりスピード感を持ってその生産施設の中を、新しくしていくというようなイメージで上限額に達するまでっていうよりは1回である程度の投資をとるところで最初考えていたものです。

斎賀委員長

ほかに。ありませんか。

そしたらすいません、私のほうから一ついいですか。

さっき、新野さんの説明の高橋委員の回答の中でね。もう既に牛乳廃棄して動き出している所もあるっていう話だったんですけど、そうすると令和4年度の6月補正からだから4月1日以降にもう既に稼働している農家、農協と協議して稼働している農家、4月まで遡ってこれ予算見てくれるってことになるのですか。

新野農林グループ主幹

稼働はしてないそうです。新しいのはまだ入ってないと、ぎりぎりですね導入は7月以降になっていくだろうということで話は聞いていますので、何とか6月補正でご承認いただけると、導入のほうには間に合っていくということで、早期の事業申請してもらって交付決定をしていけば導入には間に合っていくかなと。先ほど言ったのは稼働はしてないと、古いバルクのままで、何度か廃棄があったよというお話です。以上です。

斎賀委員長

そしたらその6月17日以降の申請ということになる。

新野農林グループ主幹

そうですね。

斎賀委員長

機械も全て。はい、わかりました。

佐藤副委員長

すいません。屁理屈みたいなことになるんだろうけど、役場担当者の考え方なんだろうけど例えば、牛舎の環境兼ねて例えばストールだとか、照明、スタンションだとか、牛床も変えていきたいと。これ見たら、全部単独や牛床マット50頭分変えたらそれで終わりだとかになってしまうのか。ついでにストールも変えて、少し牛舎直したいと、そういうのは、あくまでも一つ一つだと。そういうそのつながったものにはならないのかなと思ってちょっとお聞きしたかったんです。

新野農林グループ主幹

事業のイメージとしては1回のこの申請に当たって複数の更新、ストールと牛床と例えば水道の配管いっぺんにやりたいということで見積り取ってもらって補助対象経費が当たるものについては一本っていう考えでおります。で、対象の例えば資料の1の2のですね、4番目の中段に記載している事業の要件、その他ということで記載しているんですけども、そうですね例えばミルクカーを入替えたいよという方がいた場合ですね、一体的に搬送レールも追加したいよってこういういったものはもう対象にしようと。当然事業自体は更新なんですけれども、能力アップですとか、バルククーラーと併せてプレートクーラーかましてですね、乳質改善につながるような附属的な投資というのをもまとめてそれだけ、今あるものをそれだけっていうよりはこういった附属的とか一体的っていうような更新の仕方であれば対応したいと思いますので、その中で上限300万補助になるような対象経費色々複数のこれとこれ一遍に入れる、更新するとなればその1回の中で処理したいなというふうに考えております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

次に、二つ目、幌延町草地生産性向上対策事業について委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

植村委員

前の3月の定例会で要望して早く形になって本当にありがたく思うんですけども、なぜこの中で草地更新に係る種代だけに絞ったのか。当然、肥料を畑に散布することになれば、肥料にまでちゃんとするという、この肥料がご承知とおりに今、約倍に近い値段になりつつあるというような情報も入ってきているので、これまた大きな農家にとっては負担になってくるのかなというふうに考えるんですよね。逆に、できれば個人のものということで半分ということで出されたんですけども、この中に肥料代というものもやっぱり半分ということも考えられなかったのかお聞きします。

新野農林グループ主幹

補助対象経費、当初の中では資材費というようなことで検討していたところです。実際どれぐらいの更新が事業自力更新含めてっていうことで想定の中でいきますと200丁ぐらいになるのかなと。その中で、5年間の事業ということで考えておりますけれども、当然本町ですね、草地型酪農畜産というのをずっと続けている町になりますんで、都度、議員初めですね、見直しのタイミングというのは今後、何回も出てくるかなと考えております。その中

で持続的にこういった更新を続けていくということになりますと、予算的な部分も肥料代からそれこそ土改材だとかその他の経費も含めてしまうとかなり大きな金額になろうかなと思います。

他町村の事例なんかも見たと、私の参考にさせていただいたのは、新得町の自力更新の補助なんかを参考にさせてもらったんですけど、そちらのほうは上限丹2千円ということになっております。私のほうで参考資料1の2のほうで、参考のところに載せさせていただいたんですけど、種苗代だけ見るとおおよそ半分程度、予算の中で2分の1以内で収まるんじゃないかというようなことでございます。

北海道の農業生産技術体系という教科書みたいなものがあるんですけど、そういったものでいくと、種苗代だけでヘクタール当たり4万3千円ぐらい。農協さんのほうに直近の種子のセットの値段を確認したところ、大体3万6千円から4万円ぐらいということで、おおよそヘクタールに合わせると2万5千円までの補助になりますので、種子代は間違いなくカバーできるだろうというところでございます。

実際これを考えたときに肥料が上がるよというようなことは聞いてはおったんですけども、最近ですね、来年の肥料価格はもう80何%上がりますよっていうようなことで、聞こえてはきています。ちょっとその辺は、この事業からちょっと間に合いませんでしたので、今回は、種子に限定した中で補助して行きたいなど。一つは事業の始まりとして国営の農地防災事業が今年度から本格的に面整備のほう入っていくということで、こちらの播種については全て受益者負担ということで農家の方にはご説明しておりますので長らく事業開始からそういった播種に係る相談というのをずっと受けていたところです。

当初はですね、中山間事業で播種までやったんですけども、それと組合せて播種、中山間で撒けるだろうということで考えていたんですけど、中山間事業のほうも会計検査の関係から個人の営農に当たる部分には交付金使えませんよ、となっておりますので、実際この播種にかかる負担が中山間、防災のほうも含めて両方ダブルで播種の負担は農家をお願いしているというような現状がありますので種子代だけでもということで、今回設定させていただいたところです。

#### 植村委員

説明お話は分かるんですけども、やはりこれは牛乳生産農家のみならず農地を所有する町内の農地を所有する皆さんを対象にする事業ということで、実現すると農地の荒廃を防ぐための非常にすばらしい事業につながっていくのかなというふうに私は予想するんですよ。であれば、この1反あたり2,500円で、ヘクタール2万5千円という数字がこの参考資料で、1ヘクタール当たり約18万から20万近くかかるという経費の中で何%か。ちょっと寂しいなど。我が町で力を入れてやるという腹をくくった以上、肥料代も半分含めた形でやっていただきたかったなというふうに思います。

あわせてもう一つ聞きたいんですけども、先ほど委員長のほうからもちょっと発言あったんですけども令和4年度の事業ということで、6月の定例会終わらないとこれが成立しないんですけど、もう既に5月、6月で畑の更新している農家が何戸かあると思うんです。それらの使った経費も面積も、はっきりしているものに関しては対象にしていくという考え方は出来ないでしょうか。



新野農林グループ主幹

規則、要領、要綱というのが今後出ていく形になるんですけども、実際、計画としてスキームの中に農協が補助申請を上げる段階で草地更新計画というようなことで、どの圃場何丁やるっていうようなまとめたようなものを提出いただくというふうに考えています。

これは、どの圃場が大体何年ごとに更新していくかというようなことも含めてこういった計画っていうのが必要だろうということで、そういった計画を立てていただくというふうに考えていますので、その計画をつくっていくっていうのが、播種でいくと夏以降の播種になってしまうともう既に終わったものについてはちょっと拾いづらいのかなというふうに考えています。

植村委員

事業で、中山間でも農地防災事業でやる部分については、年度の着工、何年度に何丁とはっきりしているのが計画がきちんとできると思うんですけど、自分で更新する場合はそれに該当しないんですね。その場合は、今の話からいくと事前にこの補助を受けたいときは、前年度中に、何年度にこれ何町歩自分で更新するっていう話を通らないとこの事業の対象にならないということなのですか。

新野農林グループ主幹

スキームの中の緑色の①の矢印もありますけども要望量調査というのを農協のほうでやった上で事業計画を立てて町のほうに申請というふうに考えていますので、この要望量調査自体がこの後の更新に関わってくるところになるのかなと思います。以上です。

植村委員

わかりましたけども、これ5年の時限ということでこれも先ほどのお話の事業と同じく1回限りということなのでしょうか。5年間で毎年、自己更新も含めて対象になるのか、1回使ったらそれでもう終わりだという考え方なのか、どうなのでしょう。

新野農林グループ主幹

特に1件当たり何回っていうことは考えておりません。5年の中で当然更新しすぎれば草も足りなくなりますので、それぞれ経営の中で毎年何%ぐらいの更新っていうようなイメージがあるかなと思います。そういった面積の調整というのも農協さんにやっていただくということで、要望があっても予算の範囲内に納めてもらうような更新の数量を調整のほうはお願いしたいと考えています。5年間の中で、来年俺ここやるその次こうやるっていうのは大丈夫だというふうに考えていますので、1回限りというのは特にはないです。

植村委員

これ最後なんですけども冒頭で言った肥料代も含めて欲しかったと、こういう対象にして欲しかったということ、農協がこれから更新計画を樹立その中で見ていくということであれば4年度の事業としてこれをやるということの公平性から言っても、先に5月、6月で更新した農家も、そこで農協がきちんとかかる経費なり何なりが証明できる書類がそろっていれば対象にしても俺はいいんでないのかなと思うんですよね。その辺やっぱもう1回、農協とちょっと相談して、対象にしてはどうかと思うんですけども、これ事前着工だとか何とかっていうそういうこの6月のあれですから、これが出来ただけ私はありがたいと思うんですけども、もし、いやそんなのならなんだっていう話にならなければいいなというふうに変

に気を回したので、ぜひ、そういうことが農協さんのほうで出来ますよということであれば、対象にしてもいいんじゃないかなと思うんですけども。

#### 無量谷委員

この事業は種子のみっていう形なんですけども、そういう中でこれだけ肥料が上がってくると、なかなか完全更新というのは草地改良にはなかなか、農家にとってはつらい部分が、もう膨大な金額になるっていうふうな形なんですけど、今播種によって、牧草の種だけまいて、一応改良草地っていう形で、できるんでないかなって感じはするんですけども、これらについても該当として、種子代っていう形で該当とするのか。それとこの町中でどのぐらいあるのかあるいはわかんないんですけど、これの機械もそろそろ、ある程度、台数確保っていう形で余りにも、費用高騰の交わす意味で、再更新という形の中で、その種子だけ今般するっていうような体制も必要でないのかなって感じがするんですけど、その辺の機械の購入に当たっての、補助対象というものもさっきの言った形の事業の中に入ってないんですけど、これはもう草地の組合の中で、出来ないのかなあって感じするんですけど、その辺どうか。

#### 新野農林グループ主幹

まず、実際この事業のイメージ図にもあるとおり簡易更新というのもこの事業を考えたときに想定しております。実際今、無量谷委員おっしゃられたとおり。増量剤のための肥料というのもプロCASと違って必要ないと、種だけ入れて筋切りして落としていくっていう。作業機なもんですからそういった人は肥料代、当然最初は資材代と思って考えたんですけどもそういったものかからない更新もあるよねってところで、じゃ全部播種にかかって全員共通してっていうとなるとやっぱ種子代だけだったってところなんです。そのあとの機械の更新、恐らく町内で個人で持たれている方とかコントラ、TMRセンターとかで持たれている台数何台かはあるかなと、実際僕らもそうですけど雪印種苗さんですとか、持っている会社がありますんで買ったついでに借りるっていうことをしている方がほとんどかなと。当然あの機械は道内あちこちで使われているので、順番待ちとかも出てきますけど、現状でいくと簡易更新の機械っていうのは個人で持つにはちょっと高いもので種買ったところから借りているケースが割と多いのかなと思ひまして、それらの更新ですとか導入の補助というのはですねちょっと今回別の話になろうかなと思います。以上です。

#### 無量谷委員

今、実態としてはメーカーさんが機械を提供して、高い種を農家を買っているというような状況ですけども、今後長く肥料高騰が長く続けばどうなのかなという感じはするんですけど、やはり今後そういう視野も入れるべきかなという感じはしているんですけど、機械がなんせ高いもので、ですから個人ではなかなか難しいのかなって感じはするんです。

だけど今、幌延の実態としては草地が、個人で持っている面積が相当な面積を所有しているような状況なんで完全更新がなかなか追いついていけない状況でそこら辺も簡易更新っていう形で種子を入れて草地改良するというようなシステムを考えていかないと駄目でないのかなという感じがするんですね。だからある程度その辺の共同でやるような形の体制づくりっていうかそういうのも必要じゃないのかなって感じなんです。その辺農協さんとの協議になるかもしれませんが、ひとつその辺進めてほしいなと思うんですけど。

#### 野々村町長

本町側にもコントラにちゃんとシードドリル、誰も使われていませんけど持っていますし、問寒別にも1台立派なやつがあるということで、この幌延町内でも2台は数千万のシードドリルがちゃんと用意されておりますので、今、我も我もっていう話になるとなかなか難しいかもしれないですけど順次春と秋に向けて利用すれば結構利用度が上がるし種子だけで済むっていう無量谷委員のおっしゃるとおり効率的な播種はできるのかなと思っていますので、あとは足りない部分はそういうメーカーさんに話を高いついていう、私は余り極端にそんなに値段がシードドリル借りたから高くなったって記憶はあんまりないんですけども、その辺はそれぞれ農協さんとも担当、ホクレンにも多分あるでしょう。そういうところから借りながら町内に2台あるやつをうまく回しながら皆さん安く更新をして、で、種子だけは満杯に使えるだけの事業として今回組むということなので、そういう追藩改良もいいということをお認めの中で進めている事業であるということだけご理解ください。

斎賀委員長

では次、移りたいと思います。

3点目、幌延町牛乳乳製品消費拡大促進事業について、委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。指名を受けてから発言してください。ありませんか。

では、ないようですので、最後3点とおして、確認したいことがありましたら。

西澤委員

最初の「幌延町強い農業担い手作りの支援事業」と「草地生産向上対策」の予算についてなんですが、令和4年度は6月補正で農協さんの計画を含めて予算が決まっていますが、商工会の近代化とか持続化の補助金の事業は総額が決まっていますの中で、やりくりといますか年度ごとに事業を行ってきたのですが、この場合は事前に農協さんが決めて予算の総額が変動するというような感覚でいいですか。4,500万と500万が固定ではなく、令和5年度は令和4年度で計画を立てた後、令和5年度の予算が確定するというようなイメージでいいのでしょうか。どうなのでしょう。

野々村町長

あくまでもそれは先ほど言ったとおり15件というのはオーダーだけです。それ決まっているわけじゃないです。だけどマックスで予算をとっておかないと駄目だなということで想像して、商工会も同じですけども、想像してこのぐらいの枠で何とか今年は間に合うかなという枠取りと同じです。これから、農協さんがこういう形で申込みがある中で、経営計画組みながら経済の成り行きで駄目って言われる人も出てくるかもしれませんし、絶対駄目って人ももう出てくるかもしれないという中でのありようですから、それは商工会も何もどこも変わらないと私たちは思っています。

西澤委員

そのやりとりだと、ここ5年ぐらいは商工会のやつは、予算の枠って意味では値段が固定されていたっていうふうに私は思っているので、お話を聞いていると農協さんが立てる計画、個人農家さんと立てる計画の中で15件でできたけれどもこれはマックスじゃないよって言いながら、次年度以降もずっと4,500万が、この上限の枠になるのかどうなのか、この500万が上限の枠になるのかどうなのかを聞いたかったです。

新野農林グループ主幹

毎年の予算を計上していく中で、当然来年度の予算を設置する。要望量調査っていうのをやっていく形になりますので予算自体は、もし来年に集中した中で要望件数を多ければ少し動くというふうに考えています。

草地更新のほうも、ある程度事業のほうは読めるんですけども、実際に前年度設計をかけた翌年度以降に実施というようなことで、いろいろ数字のほうは調整で決まった数字というのは出てくるかなど。それ以外に自力更新の部分ですとかっていうことをある程度見込んだ中で予算の計上の仕方になろうかと思しますので、この部分は特に国営事業ですとか、中山間は大体毎年ですな同じような面積を5年間で皆さんやっていくって決まっていますんである程度見込めます。

防災のほうはですね、国費事業になりますので予算のつき次第で、年に100丁200丁っていう数字がもしかしたらやっていくよというようなことで、この間も開発のほうの説明会開いたときに、これから本格的な予算、面積のほうに予算ついてくるということでその辺は前年度中に情報聞きながら数字のほうは押さえた上で予算計上をさせていただきたいなど。毎年ある程度国営事業も一遍に、今年はちょっと少ないんですけど来年以降等々予算について面積いっぱいありますよと聞いていますので、ある程度そこまでいってしまうと毎年同じ中でも、もしかしたら調整可能かなと思います。

西澤委員

予算に対しての柔軟性という意味ではよかった。商工会のほうの補助のやつは、ほぼほぼ年の枠が上限があつての中の、商工会の中でどうしていくっていう指導もちょっと商工会のほうがあつたので、バルククーラーなんかっていうのは、かなりそういう意味では、次の年に待たされるとかそういうようなことであると、農家さんも大変なのかなというふうに思うので、その辺は、柔軟性をもって、対応していただけるというところで、大変よかったです。以上です。

斎賀委員長

ほかに全体を通してありませんか。

ではないようですので以上をもって、令和4年度農業経営に関わる支援事業についてはこれで閉じたいと思いますので、農協と事務連絡等、そういうのをよろしくお願いします。

ここで、40分まで、休憩をします。

(14時27分 休 憩)

(14時40分 開 議)

それでは休憩を解いて会議を再開します。

続きまして調査事項、企画政策課所管、地域生活圏維持に関わる支援策についてであります。これについて説明を求めたいと思います。

角山企画政策課長

それでは私から「地域生活圏維持に係る支援策、幌延町農業協同組合問寒別給油所整備費への支援」について、ご説明いたします。

本件につきましては、5月19日の全員協議会において御説明した内容と重複する部分が多くありますが改めてお配りした資料により御説明いたします。

まずは、幌延町農業協同組合からの要請に至る経緯でございます。項目の1をご覧ください。問寒別給油所につきましては、タンク設置から53年経過し、老朽化に伴う燃料漏えいの懸念が増大していることから、再整備の検討について、理事会協議及び地区懇談会での意見集約を経て、地域の人口減少、産業縮小及びハイブリッド車や電気自動車などの普及による燃料需要の減少を考慮し、再整備した場合の運営収支は厳しい試算となるものの、地域ライフライン確保等の観点から、新設建替えの方針を固め、あわせて町に対し、経費圧縮を図る目的で、整備費用への支援を令和3年12月2日に受けました。

次に、給油所の現況及び新設工事の概要です。項目2をご覧ください。

タンクの状況につきましては、建設以降、地下タンクの被膜・被覆処理から17年経過しており、消防法等に基づく基準は満たしているものの、経年劣化による油漏れの危険性が高く、早期の改善が必要な状況にあります。

新設工事の概要ですが、JA問寒別支所職員の兼任対応等を勘案し、支所の横に現存する建物を取り壊しのうえ、新設を予定しています。

- ・サービス体制は、フルサービス
- ・取扱い油種は、レギュラー及び軽油
- ・地下タンク容量は、2仕切りの20キロリットル
- ・完成予定は、本年10月です。

続きまして、町の支援方針について御説明いたします。項目3をご覧ください。

町といたしましては、要請を受け、工事費等の詳細情報の提供の依頼と並行して内部協議を進め、問寒別地区唯一の給油所は、住民生活、産業、道路等のインフラ維持の下支えとしての役割、また、災害時の燃料供給拠点として公共性が高い施設であるとの認識のもと、地区の集落機能を維持する見地からも本件への支援を目的とした補助制度を設けることといたしました。

支援の内容につきましては、

- ・給油所新設工事費の1/2を限度とする支援、補助金
- ・積算根拠は、聞き取りした概算工事費 32,824千円の1/2、16,412千円
- ・予算事業名は、地域生活圏維持支援事業
- ・補助事業名は、「問寒別地区における給油所整備費支援補助金」を予定

また、全員協議会での説明以降、聴き取りを行い、給油所新設にあたっては、厳しい収支見通しではあるものの、事業所を継続的に運営できる計画としたうえで町へ支援を要請するに至ったことを改めて確認しております。

町としては、JAの計画・考えを尊重し、当該支援に係る予算を6月補正予算に計上いたします。以上、「地域生活圏維持に係る支援策」に係る説明といたします。

斎賀委員長

このことについて委員皆さんの意見を伺いたいと思います。

早坂事務局長

こちらに関しては先ほど角山課長のほうからも説明ありましたが、さきの全員協議会の中で、議員の皆様におかれましては、町民の皆様のご意見等をお聞きした上で、事務局の

ほうにですね6月3日ぐらいまでにはご意見をお寄せくださいということでお話をさせていただいていたところで、意見の集約がある程度行われております。

結果から申し上げますと、補助することに関しての反対意見というのは聞かれなかったというようなこととお伺いしていたところです。一方で、設備の内容といったところの要望的なものはある程度聞けたという話は聞いておまして、その件に関しましては事前に町のほうにもお伝えしているところであります。

また、先ほども申し上げたとおり基本的に補助することに関しての反対はなかったというところでの意見集約ということでご報告だけさせていただきたいというふうに思います。以上です。

齋賀委員長

12月2日に幌延町要請と書いてありますよね、上の行に、この要請のときに新設工事概要等も一緒に紙に書かれて要請されたのかどうかちょっと確認したいと思います。

角山企画政策課長

その際の要請の内容については、整備費の支援ということで、この時点では地区懇談会等々で説明しているという話でしたが、資料等は後ですね、情報収集兼ねてしております。以上です。

齋賀委員長

ということは新設工事概要等は情報収集の中で得た情報だということによろしいですね。

角山企画政策課長

資料の3のところに記載しておりますけども、要請を受けて予算化するにあたってはいろいろな情報が必要になるのでそこを収集して内部協議をしたというところでございます。

齋賀委員長

わかりました。それでは委員の皆さん、この件についての後、ご意見質問を伺いたしたいと思います。

無量谷委員

12月に農協から依頼があったということなんですけども、そのときに、12月あるいは11月にかけて地区懇談会を開催して、運営委員会終わってから何人かに聞いたんですけど、地区懇談会の時点ではスタンドを新しくしたいということだけであって、取り扱い油種の件については一切触れてなかったと言う町民というか問寒地区の方がおっしゃいました。

そういう中でスタンドの機能として灯油あるいは軽油等、農家、あるいは家庭で備蓄されているタンクがあるんですけども、レギュラーガソリン、ハイオクについては全然備蓄がない状況なんですけども、これらについて農協はもうハイオクは販売しないっていうようなスタンドの建て方であります。そういうことは一切農家への説明については、農協としてはしていないぞということなんですけども、これらについて役場がどう対応していくのか、あるいはそのハイオクの取り扱いを入れてほしいっていう要望を町側からもやるべきでないのかなって感じがするんですけどもその辺どう考えているのかなと思う。

岩川副町長

農協さんから収支計画等を見せていただきましたけども、この2種の状態でもってしても、なかなかこの先の見通しも厳しいという話も聞いております。そこに加えて需要の少ないハ

イオク等を入れると、さらに設備投資というものが大きくなって収支が悪化するという容易に察しもつきますので、町として、補助金を出す以上ここもやってほしいということにはなかなかいかないのかなというふうには感じておりました。

それで、今回、農協さんがこういう形で整備をしたいんだということに対して、半分は公共性もあるのですから半分は支援させていただくという考えで今回こういった補助制度を設けて予算の計上をさせていただくという考えでございます。

無量谷委員

農協さんの主張を尊重するというような形なんですけれども、そうするとハイオクたいてるお客さんに対しては、ほかのスタンドへ行ってくださいというような意味合いにとれるんですけど、町としてはその代替として電気自動車をするのか。ハイオクを使わない車を推奨するのかその辺も踏まえて、2種でいいというような選択しているのかお聞きしたい。

野々村町長

それぞれ中身についてどういう協議があったか。主体は組合員の団体である農協さんの話ですから、中身のことに 대해서는組合員皆さん方が、そこほど心配されるなら、そのときにそれはどうなんだよということで確認をすべきだったのかなっていう私たちも気はしております。

ただ、今回、我々聞かせていただいた油種の量に対しても、人件費に対しても、運営することに対しても、その油種の種類が多くなならない、人件費を1人にしたいという話でありましたから、それ以上負荷をかけるということは運営自体が毎年毎年人件費にも取られていくそういう可能性もあるんだろうということを考えると、ハード面の部分に関しては、当初の設備でスタンドがないというよりは支援をしながらでもここにしっかりと植え付けたい、もう1本地下タンクを埋めるということになると、またこのコストが膨大に膨らむ、減価償却をしていくときには、大きな金になるということ自体はもう皆さんもわかっているとおりだと思っんで、農協さんがそこで、そこは少し持続的可能があると判断をされたと私たちは思っで聞いておりますから、それに対して支援をするということでもあります。あと、運営の中身について、補助出すからこうやれ、ああやれっていう言い方になかなかならないと思っんです。経営主体としては、だけど、どうしてもそこで経営難になっていくとQマートを維持してくれている農協さんの体制もスタンドとともに消え去るということの期間が短くなっていく、そんな心配もすれば少しでも長く、あそこにQマートとスタンドが持続可能な、状態をつくってほしいということのインフラ整備として、行政としては応援をしていきたいなということでこの今回の支援策を議案とさせていただこうということでもあります。

ただ油の種類とか、それらについては、やはりそこはそれぞれ組合さんの要望がそんなにあるんだろうから我々に言われてもなかなか農協さんに、そうすれ、ああすれという補助を出すからそうすれという話にはなかなかならないんじゃないんですかっていうことをご理解いただければと思っています。

無量谷委員

そういう中で、すんなり最初から言ってくればなんですけども、議員さんに事情を聞いてみてくださいと言われたものですから何人か聞いた段階では、そういうスタンドは建てるけれどどういう油種を販売するだとか、そういうものには一切触れてない。

あるいはサービス体制ですけども、せっかく支所の横に建てるならこれ何でセルフにしないのかなど。セルフにすれば遠隔操作で職員ができるのに何でこうなのかなという感じなんだけど、一向に人の削減にはなっていないんじゃないのかなって感じがするんですけどね。

角山企画政策課長

今の件につきましてはセルフのスタンドにする場合、1人常駐する必要があるということなんです。なので、フルサービスであれば併用の形がとれるので経費が圧縮できるんだということ、農協さんから聞き取っております。

なのでセルフスタンドは誰もいないというわけではなくて、常駐が必要ということだそうです。

高橋秀明委員

先ほどうちの早坂さんなんかも反対意見が余りなかったよということでした。ただ一つ考えてみたらですね、幌延町におけるJAさんの大きさというか、町と肩を並べるって言ったら大げさかもしれないですけども、それだけの力があるJAさんに対してこの補助金を出してことは果たしてどうなのかなというその疑問がちょっと残るんですよ。

前回質問しなくて悪かったですけども、その辺について他町の例とか、もしかあれば聞かせていただければありがたいなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

岩川副町長

全国的に今、地下タンクの更新が求められていて、スタンドの再整備っていうんですか、そういったことが進められようとしているんですけども、そのときに地下タンクを更新する費用が今回のような収支を考えるとなかなか投資の回収が出来ないということでスタンドを廃業してしまうケースが小規模なところでは実際に増えているそうです。

それで国もそういったことに対する支援なんかもしているようなんですね、このガソリンスタンドの地下タンクの更新に関してはですね。それで今回私どもも当然1給油所に対する支援というふうにとられると今おっしゃられるようなことなのかもしれませんけども、やはり問寒別地区におけるこの唯一の給油所というところを鑑みますと、やはりそこがなくなってしまうと、非常に大きな影響があるなということで、ここに書いてあるとおりやっぱり公共性が高い施設ということから町としても支援することは妥当ではないかなという考えに至ったわけです。

高橋秀明委員

もう一つですけども初めてかどうかよくわからないんですけども、JA幌延に対する初めての補助金だと私はとらえているんです。ほかの町村と比べるかどうかは別にして、果たしてそれが我々例えば商工会でいろんな補助金を受けているそれは小さい企業が多いので当たり前と言ったら失礼かもしれないですけども、みんなが商工会の中でこういうのを要望しようということで決めたことですからそれはそれで、優位性はあるとは思いますが、JAに対する初めての補助金を出すということでとらえてよろしいのでしょうか。

その辺をお聞きしたいと思います。

岩川副町長

今回まず私たちが考えたのは、唯一の給油所を守りましょうということなんです。



ですから、この給油所を使う人たちは誰なのかって考えますと農協の組合員さんであり、さらに言うと地域の人たちなんですね。一般の方も建設会社の方もいろいろ使われると思います。そういった意味から公共性が高いなということで、たまたま実施主体は農協さんですけども、我々は施設の公共性に対して支援が必要だという考えでこの補助制度というものを考えている次第です。

高橋秀明委員

繰り返しになると思うんですけども、先日JAさんの総会終わったばかりだと思うんですよ。その中身については準組合員なんですけども総会には入れないので中身はわからないんですけども、JAさんの中でその分を利益として純益に近い形で出してその中でやると方法は可能性としてなかったのかどうか、その辺を町のほうでも考えて補填してあげたいなという考えになったと思うんですけども、これ最後の質問としますけど、ひとつお願いいたしたいと思います。

岩川副町長

ガソリンスタンドの収支計画今後の20年ぐらいの計画を農協さんからいただいたんですけども、やはり問寒別地区の給油所で考えると、このままでいきますと投資が回収出来ないということが見通しとしてありましたので、本来民間ベースで考えると当然そこに事業として踏み切らないんじゃないのかなという状況なんですね。そこをあえて他の事業で黒字があるからそういった部分で問寒別のほうにも設置してもらえるとという考えがあるのかもしれないですけど簡単に考えますとやはり事業としてはやっていけない部分あるんで、そこで町が支援することによって給油所を維持してもらおうことができるのではないかとということで支援ということを考えました。

斎賀委員長

ほかに委員の皆さん意見ありませんか。

ではないようですので、企画政策課所管地域生活圏維持に関わる支援策についてはこれで閉じたいと思います。調査事項これ全て終了しました。

その他、よろしいですかすいません。

野々村町長

口頭で報告をさせていただきます。

幌延深地層研究に関わる確認会議の進捗状況についてお知らせをいたします。

先般原子力機構から説明を受けた令和4年度の研究計画の内容について現在までに2回の確認会議を開催し三者協定や研究計画の整合性等について確認を進めております。

町といたしましても確認会議で確認結果の報告等を踏まえ三者協定にのっとり幌延深地層研究計画が進められているか否かを判断した上で、その結果について改めて報告をさせていただきますのでご承知おきください。

なお、今年度の開催を予定しております国内外の研究機関による国際共同プロジェクトへのロシアの参加につきましては現在の国際情勢を鑑み双方の協議の上参加を取りやめたことを申し添えます

もう1件、報告をさせていただきます。ヤマト運輸株式会社事業所の移転についてということで、少し遅れましたけども説明をさせていただきます。

この度、ヤマト運輸株式会社の事業所が幌延町に新設されることになりましたのでお知らせをいたします。昨年度、ヤマト運輸株式会社から幌延町での新規事業開設検討にあたり、事業用地に関する、情報提供の依頼を受けました。本件は、新規事業所の開設による雇用を含めた地域経済の活性化に加え、生活利便性の向上また本町の立地条件を有効活用した物流事業所の機能拡充等、様々な波及効果が期待できることから町内の未利用地及び本町の企業向け支援制度等について適時報告提供し事業所開設を決断いただけるよう働きかけを進めておりました。その後今年の4月に、既存の天塩町及び豊富町の事業所を10月末で閉鎖の上、翌月の11月に従業員30名規模の事業所を幌延町元町に開設することを決定した旨連絡を受けております。また、新たに事業所を開設するに当たり防災、安心安全な地域づくり等観光物流活性化等、様々な分野について協働による地域の活性化等を目的とした包括連携協定の締結についての打診がありましたので事業所開設前に締結できるよう調整を進めております。以上です。

無量谷委員

今ね、ヤマト運輸のからみで、新事業っていう形で幌延町としての事業の補助金の体制はどう、クリアしていくのかなと。

野々村町長

以前から議会でもそれぞれご意見等あって私も答弁しているとおり、新規企業に対する補助事業ということでは、工業団地等々もつくらないけども、それに準じたいろんな施策のそれぞれの分割した形ではありますけども整備をしてあるということで、それ相応の形でお話ができるのではないかとということで、今回もその事業をご説明させていただきながら万全に入ってきていただくことが出来たと、そのように思っています。

無量谷委員

6月補正には補助を出さないの。

野々村町長

はい。

齋賀委員長

いいですね。

また、緻密に連絡をとって、いい結果はまたいち早くなるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それではその他ということで、ちょっとこちらでの話をここだけで、委員だけで、すいません。はい、よろしくお願ひします。どうもありがとうございます。

(執行部説明員退席)

それではその他二つ目。合葬堂についてであります。

合葬堂についてその後皆さんのほうから何か新しい意見、こういうふうにして話を進めていったらいいんじゃないかなという意見がありましたらいただこうと思ひ、その他に入れました。

齋賀委員長

町内に代表して利用されているような住職さんに直接お話を聞いてきて、そしてここでまたその意見を皆さんにお話ししてもらって伺うというふうに次回までにしたいと思うんですけど。

その他。皆さんのほうからありませんか。

(「ありません」の声あり)

いいですね。その他、閉じたいと思います。

以上をもちまして、第2回まちづくり常任委員会を閉じます。

どうもご苦労さまでした。

(15時05分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員 長 齋 賀 弘 孝

以上、記録する。

主 任 横 山 薫